

3 鳥取県就学支援分科会審査要項 及び 資料様式等

鳥取県就学支援分科会審査要項

1 審査対象児の範囲

鳥取県就学支援分科会で審査する対象児の範囲は次のとおりとする。

- (1) 市町村（学校組合）教育委員会と本人・保護者の間で、就学について合意形成が難しい者
- (2) 中学校から特別支援学校高等部へ進学する場合、重複認定が必要な者
- (3) 特別支援学校長からの申請に基づいた教育の場の変更が必要な者
- (4) 就学猶予・免除の判断が困難な者
- (5) 市町村（学校組合）教育委員会において決定した認定特別支援学校就学者のうち、特別支援学校長から審議の申し出のあった者
- (6) その他、県教育委員会が審議が必要だと判断した者

2 審査申請手続

鳥取県就学支援分科会の審査は、原則として市町村（学校組合）教育委員会の申請に基づいて行うものとする。

3 審査の基準

審査の基準は、学校教育法施行令第22条の3の規定、平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知のとおりとする。

4 審査の方法及び審査申請に必要な資料

(1) 審査の方法

審査は、資料（個人調査書、診断書、観察票等）による書面審査等とする。

(2) 審査申請に必要な資料

障がい区分	資 料		
	様 式 番 号	資 料 名	作 成 者
視 覚 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-1（視覚障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-1（視覚障がい用）	観 察 票	学 校 等
聴 覚 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-2（聴覚障がい・言語障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-2A（聴覚障がい用）	観 察 票	学 校 等
言 語 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-2（聴覚障がい・言語障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-2B（言語障がい用）	観 察 票	学 校 等
知 的 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-3（知的障がい・自閉症・情緒障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-3A（知的障がい）	観 察 票	学 校 等
自閉症・情緒障がい	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-3（知的障がい・自閉症・情緒障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-3B（自閉症・情緒障がい用）	観 察 票	学 校 等
肢 体 不 自 由	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-4（肢体不自由用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-4（肢体不自由用）	観 察 票	学 校 等
病 弱 ・ 身 体 虚 弱	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-5（病弱・身体虚弱用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-5（病弱・身体虚弱用）	観 察 票	学 校 等

(注) ① 重複障がいの場合は、それぞれ該当する障がいに必要な資料を完備して提出すること。

② 資料は、すべて \textcircled{R} 扱いとすること。

③ 資料は、次頁の作成要領に基づいて作成すること。

個人調査書・診断書・観察票の作成要領

鳥取県就学支援分科会では、個人調査書・診断書・観察票等の資料等により審査を行うので、諸資料の作成にあたっては、下記の事項を熟読し、不確実な記入や記入漏れのないようにすること。

1 個人調査書（資料様式1）

- (1) ①の診断名・疾患・病名は、診断書の記載に基づき、記入する。2つ以上の障がいがある場合は、該当する診断名・疾患・病名の総てについて記入する。
- (2) ②～⑩は、医師の診断結果又は保護者にたずねて記入する。
- (3) ⑪～⑮は、園長、学校長又は入所している施設等の長に資料の提出を求め、記入する。
- (4) ⑯は、保護者にたずねて記入する。
- (5) ⑰は、保護者のニーズをもとに、体験入学等で学校と相談した結果を記入する。
- (6) ⑱は、校内（園内）教育支援委員会等における判断と、それに至った経過について記入する。
- (7) ⑲は、市町村教育委員会（教育支援委員会等）における審査の経緯や主たる障がいを含む結果を記入する。

2 診断書（資料様式2-1～5）

- (1) 診断書は、障がい種別によりそれぞれ所定の様式があるのでこれを使用する。
- (2) 診断書は、必ず関係障がいの専門医が必要事項のすべてについて検査診断して作成する。
- (3) 所見は、対象者の教育措置について医学的立場からの意見を記入する。

3 観察票（資料様式3-1～5）

- (1) 観察票の記入は、観察者の直接観察により適正に判断して記入する。
- (2) 観察事項に該当する対象者の動作、活動、反応等が直接観察できない場合は、保護者、保育士、教員等の対象者に接する機会の多い者から状態を聴取して記入する。
- (3) 観察は対象者が平常生活する場所（家庭、保育所、学校、療育機関等）で行うことが望ましい。
- (4) 観察者の所見は、観察結果に基づく対象者の望ましい教育の場について記入する。
- (5) 観察者は、幼児児童生徒の観察経験の豊かな小、中、特別支援学校等の教員を充てることが望ましい。
- (6) 観察事項について、観察や判断が非常に困難な場合は、県教育委員会事務局特別支援教育課に問い合わせること。

○視覚障がい（資料様式 3-1）

- ① 観察事項は簡潔に状況を記入する。

○聴覚障がい（資料様式 3-2 A）

- ① I については、有無に○をし、有の場合は（ ）内に補聴器等の種類を記入する。
② II については、「○（きこえる）」「△（あいまい）」「×（きこえない）」の記号を記入し、項目中の（ ）には具体的な名称を記入する。
③ 観察が困難な項目は、類似例で観察したり、保護者等から状況を聴取したりして記入する。

○言語障がい（資料様式 3-2 B）

- ① 観察者は対象児に実際に発音、又は発語させて観察し該当事項の□にチェック(ℓ)を入れる。
② 観察で不明確な点は保護者等から状態を聴取して記入する。
③ （ ）には具体的な所見を記入する。
④ 発語に伴って生じる随伴症状が有の場合は、（ ）に具体的な症状を記入する。
⑤ 障がいの原因は、保護者からの状況聴取、観察結果等を総合的に判断し、該当箇所を○で囲む。

○知的障がい（資料様式 3-3 A）

- ① 観察事項は簡潔に状況を記述する。
② 併せ有する他障がいの有無と障がい種は、該当箇所を○で囲む。その他は（ ）に具体的に記入する。
③ 知能（発達検査）の状況は、最近実施した検査結果を記入する。

○自閉症・情緒障がい（資料様式 3-3 B）

- ① 観察事項は簡潔に状況を記述する。
② 併せ有する他障がいの有無と障がい種は、該当箇所を○で囲む。その他は（ ）に具体的に記入する。
③ 知能（発達検査）の状況は、最近実施した検査結果を記入する。

○肢体不自由（資料様式 3-4）

- ① 観察者が直接観察により判定した項目については、「観察」欄に○印を記入する。
② 観察の各項目については「じょうずにできる」「なんとかできる」「むずかしい」「自分ではできない」の何らかの該当欄に○印を記入する。判定の目安は、次のとおりとする。
ア じょうずにできる。
同年齢の健常児と変わらないようにできる。
イ なんとかできる。
同年齢の健常児と比較すると、速さ、正確さ、円滑さ、持続時間等で能力は劣るがだいたい自力でできる。
ウ むずかしい
自力ですべてをすることはできないが適時適切な介助を受ければ、なんとかできる。
(介助率50%程度)
エ 自分ではできない。
自力では全くできない。できても大部分は介助によっている。
③ 自助具、補助具、介助等の名称は、日常使用しているものや、介助している内容を簡潔に記入する。
④ 日常生活の状況は該当事項について簡潔に記入する。
⑤ 弱視、難聴、知的障がい等を疑わせる徴候等は、有無のいずれかに○をし、**㊦**の場合は具体的に状況を記入する。
⑥ 障がいの状況は、欠損又は障がい部位を各記号で記入する。

○病弱・身体虚弱（資料様式 3-5）

- ① 病気（身体）の状態は該当事項を○で囲み、その他は（ ）に具体的に記入する。
② 観察事項は簡潔に状況を記入する。
③ 観察が困難な項目は、保護者等から状況を聴取して記入する。